

東京都一水会会則

1 総 則

第1条 本会は東京都一水会と称し、その事務局は原則として会長の勤務している学校に置く。但し、会計に関するものは、会計部長の勤務校とする。

第2条 本会は東京都小学校（幼稚園・こども園も含む）教育の充実発展を期し、会員相互の研修と親睦並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校経営に関する研究
- (2) 会員相互の研修並びに親睦
- (3) 会員の処遇の向上と厚生対策
- (4) 関係諸団体との連絡提携
- (5) その他必要な事業

2 組 織

第4条 本会は東京都公立小学校（幼稚園・こども園も含む）に勤務する他都道府県等出身の教職員を会員として組織する。但し、教諭で研修会等の参加を希望する教職員を、準会員として認めることができる。

第5条 本会は各区郡、市、支庁に支部を設ける。各支部は会員数に応じ若干名の幹事を選出する。

第6条 本会の会務を遂行するために事務局・研修局を置く。

第7条 本会の事業を遂行するために、次の部及び専門部を設ける。

1 事務局

- (1) 広 報 部
- (2) 会 計 部
- (2) 会 計 部
- (3) 研 修 部
- (4) 「雄飛」編集部
- (5) 組織対策部
- (6) 厚 生 部

2 研修局

- (1) 校長選考部
- (2) B C選考部
- (3) A選考部
- (4) 指導主事部
- (5) 幼稚園・こども園部
- (6) 主任教諭選考部

3 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	若干名		
事務局長	1名	事務局次長	若干名	部 長	各1名
研修局長	1名	部 長	各1名		

第9条 役員は幹事会で選出し、総会の承認を得る。

第10条 役員は任務を次の通りとする。

会長は本会を代表し、各会議を召集する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

事務局長は会務の全般を統括する。

事務局次長は事務局長を補佐する。

部長は各部の業務を執行する。

第11条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

補欠役の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了しても後任者の就任するまでその職務を行う。

第12条 本会に相談役を置くことができる。

4 会 議

第13条 総会は毎年6月に開催する。但し必要に応じて臨時に開くことができる。

- 第 14 条 総会に付議する事項は次の通りとする。
(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 会則の変更
(4) 役員承認 (5) その他重要事項
- 第 15 条 総会の議事は出席会員の過半数によって決定する。
- 第 16 条 幹事会・支部長会は総会につぐ決議機関とし、各学期 1 回以上開催する。
- 第 17 条 役員会及び各部門、専門部会は必要に応じて開催する。

5 会 計

- 第 18 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。
- 第 19 条 本会の会費は年額 5,000 円とする。但し、準会員は 2,000 円とする。
- 第 20 条 本会の会計年度は各年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 21 条 監査は幹事会・支部長会で、役員以外の会員の中から若干名を選出し、総会の承認を得る。
- 第 22 条 監査は本会の会計を監査する。
- 第 23 条 本会の運営上必要な細則は幹事会で別に定める。
- 第 24 条 本会則は次の通り施行する。
- 1 本会則は昭和 43 年 9 月 28 日から施行する。
 - 2 本会則は昭和 45 年 7 月 4 日一部改正により施行する。
 - 3 本会則は昭和 50 年 5 月 31 日一部改正により施行する。
 - 4 本会則は昭和 51 年 5 月 15 日一部改正により施行する。
 - 5 本会則は昭和 55 年 6 月 7 日一部改正により施行する。
 - 6 本会則は昭和 61 年 5 月 31 日一部改正により施行する。
 - 7 本会則は平成 3 年 6 月 1 日一部改正により施行する。
 - 8 本会則は平成 4 年 6 月 6 日一部改正により施行する。
 - 9 本会則は平成 10 年 6 月 6 日一部改正により施行する。
 - 10 本会則は平成 12 年 6 月 3 日一部改正により施行する。
 - 11 本会則は平成 23 年 5 月 14 日一部改正により施行する。
 - 12 本会則は平成 24 年 5 月 19 日一部改正により施行する。
 - 13 本会則は平成 25 年 5 月 19 日一部改正により施行する。
 - 14 本会則は平成 28 年 5 月 14 日一部改正により施行する。
 - 15 本会則は令和 2 年 5 月 16 日一部改正により施行する。
 - 16 本会則は令和 5 年 6 月 3 日一部改正により施行する。

細 則

- 1 幹事会選出規定
 - (1) 第 5 条に定める幹事は会員 50 名につき 1 名を選出する。
 - (2) 幹事のうち 1 名は支部長とする。
- 2 役員選出規定
 - (1) 第 8 条にかかげる役員の候補者は選考委員会を設けて選考する。
 - (2) 選考委員は幹事会で若干名を委嘱する。
- 3 慶弔規定
 - (1) 本会員の慶弔に関してはこの規定による。
 - (2) 会員の慶事があつた時は、その都度役員会の協議により祝意を表する。
 - (3) 会員死亡の時は弔慰金 2 万円を贈り弔辞を捧げ、配偶者の時は 1 万円を贈る。
 - (4) 会員疾病障害により病臥が 1 か月以上にわたる時は見舞金として 5 千円を贈る。
 - (5) 会員の退職者には、記念品を贈る。
 - (6) 会員以外に慶弔の必要が生じた時は、役員会の協議による。
 - (7) この規定に該当しない事項の場合も同じ。